

群馬大学社会情報学部広報室規程

平成16年4月21日 制定
改正 平成18年4月1日
平成23年4月1日
平成26年4月1日
平成27年4月1日
平成28年4月1日

(設 置)

第1条 群馬大学社会情報学部に、戦略的な広報活動を行うために、群馬大学社会情報学部広報室（以下「広報室」という。）を置く。

(業 務)

第2条 広報室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 広報（学部及び研究科の入試広報を含む。）に関する基本的方策に関すること。
- (2) 広報紙の発行に関すること。
- (3) ホームページに関すること。
- (4) 新聞報道等に関すること。
- (5) その他広報活動に関すること。

(組 織)

第3条 広報室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。

- (1) 学部長が指名する教授 1人
- (2) 学科から選出された教員 4人
- (3) 事務長

(任 期)

第4条 室員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長及び副室長)

第5条 広報室に室長及び副室長を置き、室長は第3条第1号の室員をもって充て、副室長は室員の互選により定める。

(事 務)

第6条 広報室の事務は、事務部において処理する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。